

令和 7 年 8 月 5 日

全東京葬祭業協同組合連合会 会員各位

全東京葬祭業協同組合連合会

会長 濱名 雅一

(公印省略)

東京博善株式会社 区民葬儀取扱い終了に関するお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、当会運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 8 月 1 日に東京博善株式会社（以下、「東京博善」）が令和 8 年 3 月末をもって区民葬儀の取扱いを終了することを、また、これを受けて同じく令和 7 年 8 月 1 日に特別区長会が、令和 8 年度から当面の間、区民葬儀の祭壇券などを利用し、特別区が指定する民営火葬場を利用した方に対して助成をする制度を設けることを発表いたしました。

東京博善は、脱退の理由として「区民葬を扱える葬儀社が限られていることから、当社をご利用する葬儀社の 7 割以上で利用できず、多くのご利用者が利用できない制度であり、他の葬儀社からも不公平な制度であるということを指摘されている状況にあります。こうした制度上の問題に鑑み、これまで当社が負担していた費用に相当する額を利用者の皆様に還元したほうが適正であると考えたからです」（東京博善ホームページ「「特別区区民葬儀の取扱い終了と火葬料金改定について」に対する Q&A」より）と説明しております。

しかしながら、消費者は区民葬儀を取り扱える当連合会の葬儀社と取り扱えない他葬儀社から葬儀社を選択することが出来ます。他方、火葬場に関しては移動等の便宜上の観点から葬儀を執り行う場所から最寄りであることが多いだけでなく、23 区内 9 か所の火葬場のうち、中心部の 6 斎場は全て東京博善が運営していることから、選択肢は非常に限定されています。

区民葬儀の趣旨は社会福祉と公衆衛生のために、葬儀費用の負担を軽減して誰にでも葬儀が出せるように、低価格で葬祭サービスを提供するということであり、また、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加している中、公共性が求められる民営火葬場が区民葬儀の取扱いを終了することは誠に遺憾ではありますが、区民葬儀の運営は我々葬儀専門業者を含め、任意の協力によって成り立っているものであり、東京博善の区民葬儀取扱い終了の決定に抗う術はありません。

このことから、当連合会としては、迅速に助成制度の創設を検討していただいた行政や、区民葬儀の取扱いに関する東京博善の決定にかかわらず区民葬儀を継続提供する参加企業と協力をし、安定した葬祭サービスの提供に努める所存です。

今後とも当連合会の活動のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上